

## 本学構成員と業者の癒着を防止する対策

### 1 科研費支出取り扱いマニュアルへの明記（以下、記載内容）

本学構成員と業者の癒着を防止する対策については、文部科学省より、平成 26 年度中に体制整備すべき必須事項として、強く要請されていたことであり、「東京保健医療専門職大学研究費等不正防止計画」においても、「構成員と業者との関係が緊密な状況を作らない。」「見積もり段階で研究者と業者にて協議がされている場合には、研究推進室から内容確認を別途に行うなど、第三者として事務の介入を行う。」「一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮したうえで誓約書等の提出を求める。」としております。

つきましては、取引業者（担当者）とは誤解等を与えることがないよう配慮をお願い致します。また、原則として、特定の品目を特定の業者に複数年で取引する場合、経済性・合理性の観点から不自然とみられるものは、支払い処理を許可しないことといたします。

### 2 東京保健医療専門職大学研究費等不正防止計画への記載

本計画については、情報公開 3-1-4-b「公的研究費関連規程集」の「東京保健医療専門職大学研究活動不正行為防止規程」の別紙として掲載しております。